

平成30年度群馬県立藤岡中央高等学校定時制課程 入学志願者【再募集】要項

所在地 〒375-0015 藤岡市中栗須909

電話 (代表)0274-24-6660 (直通)0274-22-1406

1 応募資格

- (1) 学校教育法第57条の規定により、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは平成30年3月卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは平成30年3月修了見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者又は平成30年3月に該当する見込みの者
ただし、平成30年度本校定時制課程入学選抜を受検した者は志願できない。

2 学科及び募集人員

普通科男女 若干名

3 出願の制限

- (1) 通学区域は全県一区とし、1校に限り出願できる。
- (2) 高等学校等に在籍している者の出願は認めない。
- (3) 隣接県の隣接する学区・地域から志願する場合は、「群馬県公立高等学校入学選抜実施要項」(以下、「県要項」という)の付記1による。
- (4) 県外居住者で、一家転住等の特別な事情があって志願する場合は、「県要項」の付記2又は付記3による。

4 出願手続

- (1) 志願者は次の出願に係る提出書類を、中学校長を経由して、本校校長に提出する。
「入学願書」(様式1-1)、「受検票」(様式1-2)を含む。
入学願書及び受検票の所定の欄に、志願者の写真(縦4cm×横3cm、正面上半身脱帽で平成29年10月1日以降に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。また、2か所に同一のものとする。)を貼付する。
また、受検料については、次のいずれかの方法により納付する。
 - ・ 群馬県収入証紙(群馬県証紙)による場合は、「入学願書」に950円分の群馬県収入証紙(群馬県証紙)を貼付する。
 - ・ 払込書(様式14-2)による場合は、「県立学校受検料払込書(フレックススクール、定時制高等学校)」に必要事項を記入の上、払込書の裏面に記載された金融機関で事前に950円を払い込み、その際に受け取る「領収済証明書」(領収印のあるもの)を「入学願書」に貼付する。
- (2) 中学校長は、当該志願者の「調査書」(様式3-1)を、志願者の提出書類と合わせて本校校長に提出する。「成績一覧表」の提出は不要とする。
- (3) 入学願書受付は、平成30年3月20日(火)午前9時～午後4時、3月22日(木)午前9時～正午に本校で行う。
- (4) 県外からの志願者については「県要項」の付記1、付記2又は付記3によるものとする。
- (5) 本校校長は、「入学願書」を受け付けたときに「受検票」(様式1-2)を交付する。

5 志願の取消し

- (1) 志願の取消しは次の手続による。なお、手続は3月23日(金)午後4時までに行うものとする。
 - ア 取消しを希望する者は、中学校長を経由して、「志願辞退届」(様式5-1)及び交付された「受検票」を本校校長に提出する。

イ 本校校長は、「志願辞退届」が提出された場合には、「志願辞退証明書」（様式 5 - 2）を交付する。

(2) すでに納付した受検料は還付しない。

(3) この手続により志願を取り消した者が、定時制課程追加募集を志願する場合の受検料は、「志願辞退証明書」をもって、これに代えることができる。ただし、県立高等学校と市立高等学校の間をわたる場合を除く。

6 選抜方法

本校校長は、中学校長から提出された調査書及び面接、作文等の結果等を総合して、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜を行う。

7 入学検査等

(1) 期 日 平成 30 年 3 月 26 日 (月)

(2) 検査場 群馬県立藤岡中央高等学校

(3) 受 付 午後 1 時～1 時 15 分の間に控え室で行う。

(4) 当日の日程

時間	13:15～13:30	13:40～14:20	14:40～
検査等 内容	点呼・注意 入室	作 文	面 接

(5) 携帯品

受検票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、上履き（スリッパ等）、腕時計。
携帯電話の持ち込みは禁止する。

8 合格者発表

(1) 日 時 平成 30 年 3 月 28 日 (水) 午後 2 時

(2) 場 所 群馬県立藤岡中央高等学校 (正面玄関前)

(3) 手続等

合格者は、発表後受付で受検票を提示し、入学関係書類を受け取る。電話による問い合わせには応じない。

9 その他

この要項で定めるものの他は、「県要項」によるものとする。